# 人 事 院 会 議 議 事 録

| |
|---|
| 会 議 日<br>令和８年９月１７日　木曜日 |
| 会議の出席者<br><br>川本総裁　土生人事官　菅原人事官<br>（幹　事）　　佐々木事務総長、荒竹総括審議官 |
| 議　題<br>人事院規則９―３０（特殊勤務手当）の改正 |
| 議事の概要<br><br>○　議題「人事院規則９―３０（特殊勤務手当）の改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。<br><br>○　議題については、三人事官一致で議決された。 |

院 議 資 料

# 人事院規則９―３０（特殊勤務手当）の一部改正について

令和８年９月17日
給　　与　　局

## １　改正内容

空港事務所に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより必要な証明書を交付された職員が、進入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務、着陸誘導管制業務（那覇空港事務所のみ該当）又は飛行場管制業務に従事したときは、航空管制手当を支給することとしている。（人事院規則９―３０第 23 条第１項第２号、第３号）

今般、地方航空局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 25 号）等が改正等され、大分空港事務所に係る進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務が福岡空港事務所へ統合される一方、飛行場管制業務は引き続き大分空港事務所において行われることとなることに伴い、所要の改正を行う。

## ２　公布日・施行日

令和８年10月１日（地方航空局組織規則等の施行日と同日）

以　　上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁　川　本　裕　子

人事院規則九―三〇―一一六

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （航空管制手当）<br>第二十三条　航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し | （航空管制手当）<br>第二十三条　航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し |

くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運行情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一　（略）

二　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・

---

くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運行情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一　（略）

二　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業

レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三　前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

---

務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三　前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

| | |
|---|---|
| 四～九　（略）<br>2・3　（略） | 四～九　（略）<br>2・3　（略） |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。